

基礎自治体について（広域連携等）

現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度	制度の概要
<p data-bbox="179 422 212 853">法人の設立を要しない簡便な仕組み</p> <p data-bbox="235 406 638 534">協議会</p> <p data-bbox="235 566 638 694">機関等の共同設置</p> <p data-bbox="235 734 638 861">事務の委託</p>	<p data-bbox="716 406 2027 542">地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p> <p data-bbox="716 566 2027 702">地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p> <p data-bbox="716 734 2027 869">地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>
<p data-bbox="179 965 212 1292">別法人の設立を要する仕組み</p> <p data-bbox="235 965 638 1093">一部事務組合</p> <p data-bbox="235 1141 638 1268">広域連合</p>	<p data-bbox="716 965 2027 1101">地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p> <p data-bbox="716 1141 2027 1276">地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
		広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
協議会	191	31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

平成24年7月1日現在：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による

事例 1 大阪府における行政機関等の共同設置①

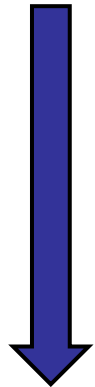
○ 経緯

- ・大阪府では、平成21年3月に策定した「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、府内市町村への権限移譲を推進。
- ・府からの権限移譲の受け皿となり、真の地方分権の担い手となるためには池田市、箕面市、豊能町、能勢町による広域連携を進め、効率的な行財政運営を図る必要。(※)



(※) 共同処理方式で移譲を受ける場合、年間人件費約1億2千万円の抑制効果(導入時試算)

- ・2市2町において、権限移譲の受け皿組織として内部組織を共同して設置することで合意。



※平成23年8月地方自治法の一部を改正する法律施行。
共同設置を行うことができる機関等を拡大。

※共同設置を行うことができる機関等

改正前

- ・委員会又は委員
- ・附属機関
- ・普通地方公共団体の長の事務を補助する職員
- ・委員会又は委員の事務を補助する職員
- ・専門委員

+

改正により対象となったもの

- ・議会議務局(その内部組織)
- ・行政機関
- ・長の内部組織
- ・委員会又は委員の事務局(その内部組織)
- ・議会の事務を補助する職員

- ・平成23年10月1日、2市2町は、大阪府から各市町に権限移譲された事務(福祉、まちづくり等)を処理するために内部組織を共同設置。

○ 機関等の共同設置方式を選択した理由

- ・仕組みができるだけ簡便であること(新たに法人格を有する組織をつくる必要がないこと)
 - ・各構成団体の主体性が維持されること(首長・議会の権限が移動しないこと)
- などから、機関等の共同設置方式を選択。

事例 1 大阪府における行政機関等の共同設置②

- 平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに対象とされた行政機関等の共同設置の事例は3件(すべて大阪府内の市町村)(平成24年7月1日現在)
- いずれの事例も「長の内部組織」の共同設置
- 大阪府から各市町村に権限移譲された事務等処理

池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (域内人口:267,763人)

(1)組織及び処理事務 (共同設置した課は「共同処理センター」と総称)

- ・広域福祉課(福祉部門[児童福祉除く])
- ・広域まちづくり課、広域交通・総務課(まちづくり、土地利用規制)
- ・広域子ども支援課、広域幼児育成課、広域子育て応援担当、広域人権国際課(児童福祉部門)
- ・広域環境をまもる課(公害部門)
- ・広域商工観光課、広域公園課(生活安全部門、産業振興部門)

(2)設置年月日

- ・平成23年10月1日

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (域内人口:327,568人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域まちづくり課(まちづくり・土地利用規制分野)
- ・広域福祉課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年1月1日

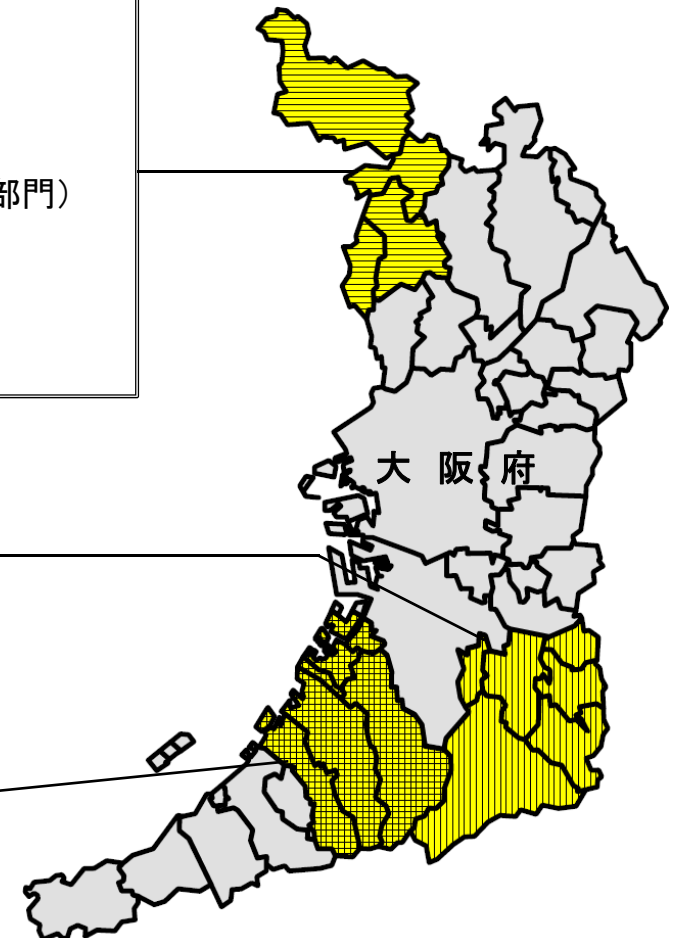
岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町 (域内人口:630,010人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域事業者指導課(福祉分野)

(2)設置年月日

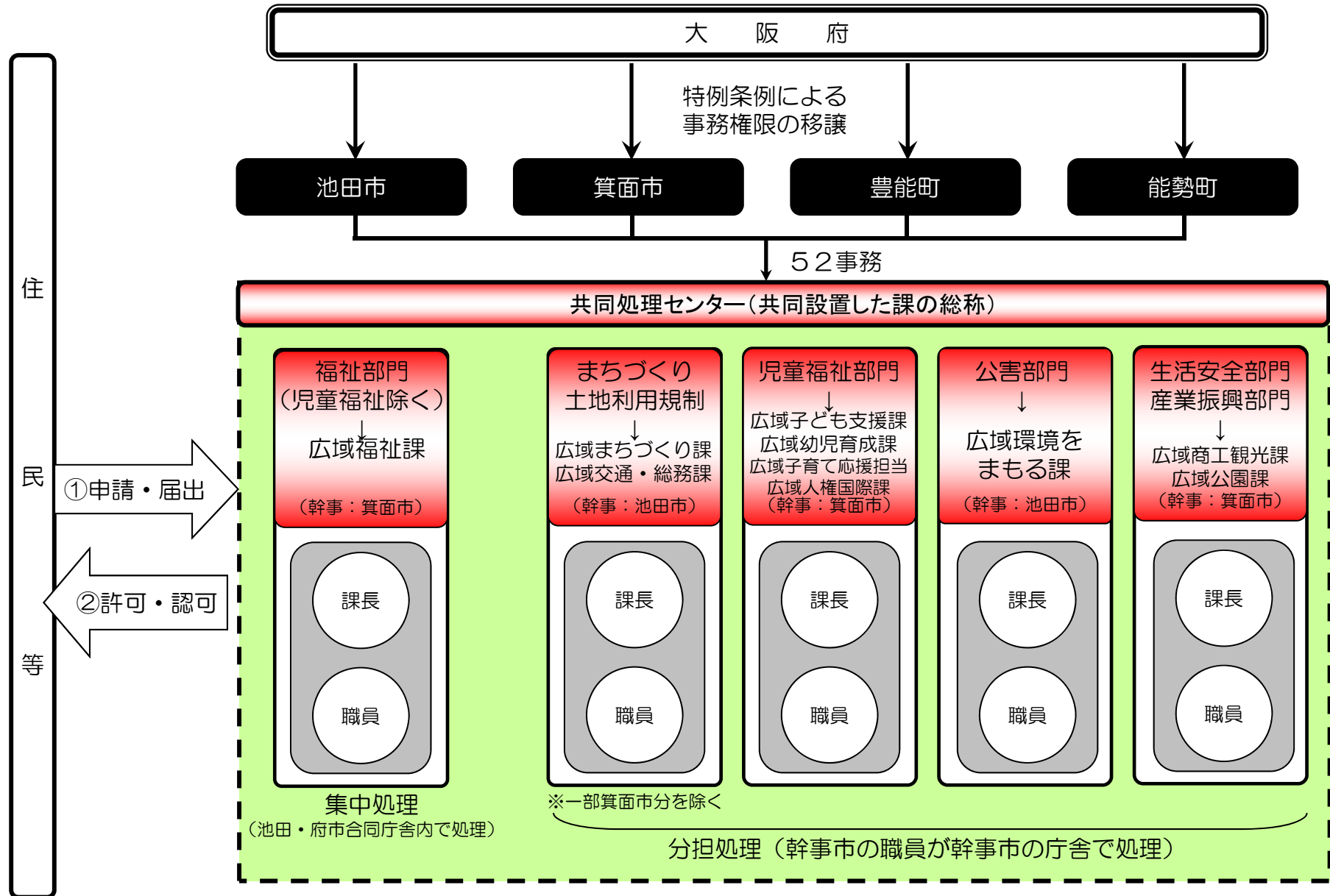
- ・平成24年4月1日



※各地方公共団体ホームページ等により作成 人口は平成22年国勢調査による

事例 1 大阪府における行政機関等の共同設置③

○ 池田市、箕面市、豊能町、能勢町の共同設置の組織イメージ



※池田市・箕面市資料により作成

事例 2 大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置①

○ 経緯

- ・中央教育審議会答申(平成17年10月26日)(抜粋)
「義務教育諸学校は、市区町村が設置し教職員も市区町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあるため、県費負担教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっていること、また、より教育現場に近いところに権限をおろすべきであることなどから、人事権についても都道府県から義務教育の実施主体である市区町村に移譲する方向が望ましいと考えられる。」
- ・文部科学副大臣が大阪府知事に示した考え方(平成22年4月30日)(抜粋)
文部科学副大臣から、大阪府知事に対し、県費負担教職員の任命権について、「事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能」との考え方が示された。



- ・これを受け、平成22年12月、教職員人事権の移譲を受けることで、豊能地区(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)の首長・教育長が合意。
- ・平成23年6月に大阪府議会において事務処理特例条例可決。



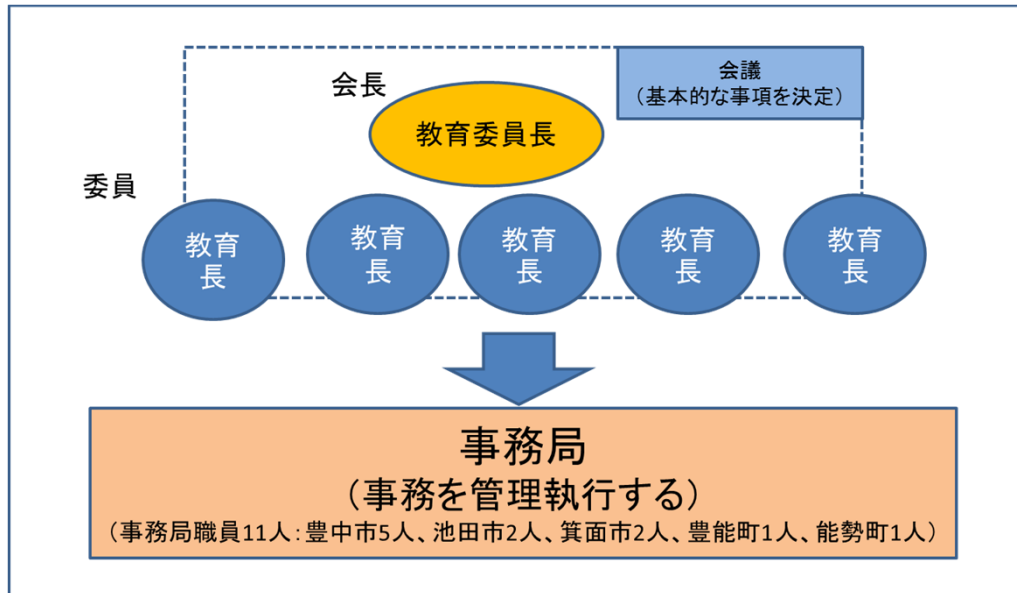
- ・平成24年4月1日に3市2町において教職員人事に関する事務を処理する協議会を設置。

○ 協議会方式を選択した理由

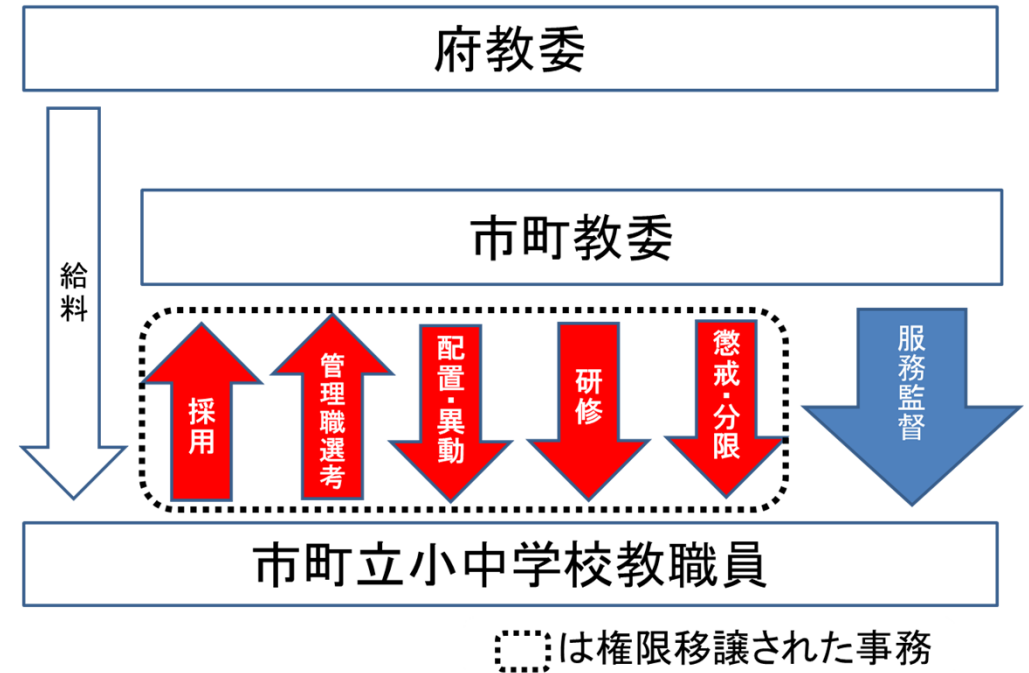
- ・教職員人事権については、教育長の協議により決定すべき内容が多く、また、各市町の教育水準を確保するため、市町間の調整が必要であることから、協議会方式を選択。

事例 2 大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置②

協議会概要



教職員の人事制度(権限移譲後)



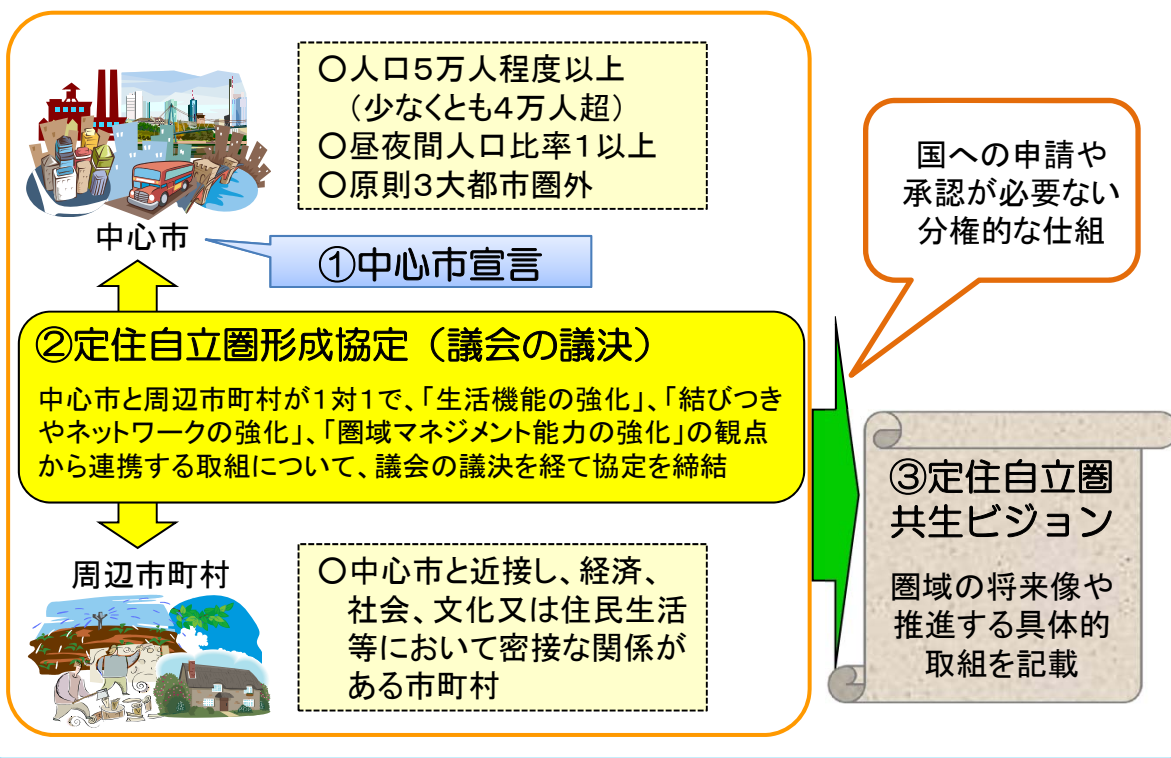
事例3 中心市と周辺市町村の連携①

○ 定住自立圏構想

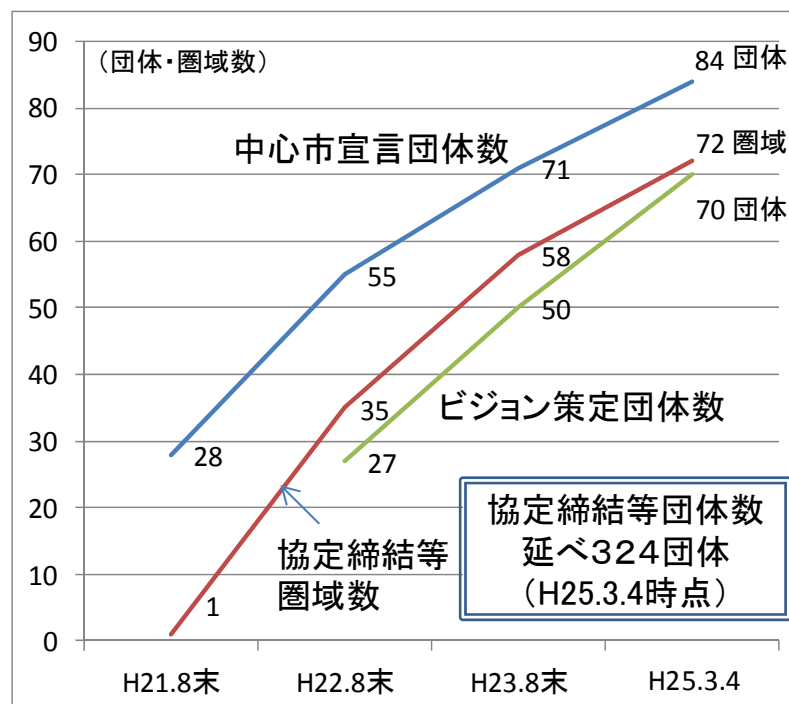
基本的考え方～集約とネットワーク化

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き



定住自立圏構想の取組状況



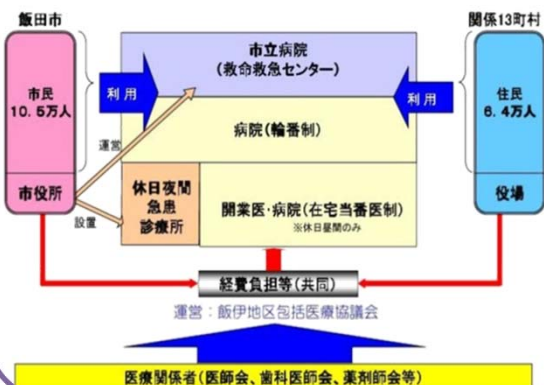
事例3 中心市と周辺市町村の連携②

○ 南信州定住自立圏の取組例

構成市町村	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村				
中心市宣言日	平成21年3月24日	協定締結日	平成21年7月14日	ビジョン策定日	平成21年12月24日

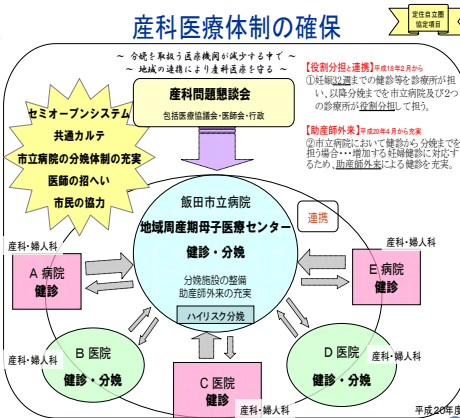
生活機能の強化

＜救急医療体制の確保＞
休日夜間当番制について支援



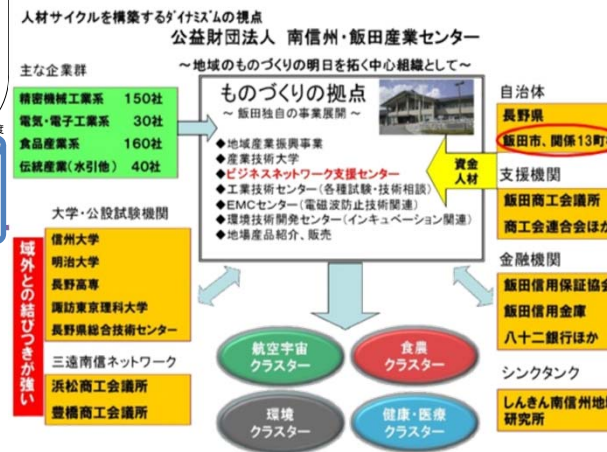
＜産科医療体制の確保＞

セミオープンシステム
及び共通カルテの運用など、地域の医療機関と連携した取組



＜地場産業センターの運営等＞

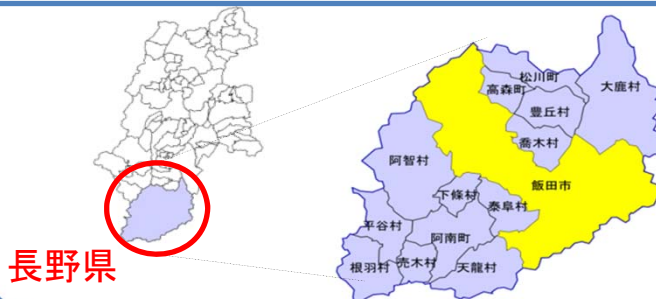
地場産業センターの施設及び人員を充実させ、圏域内の企業の人材育成、新事業展開、新規創業等を支援



＜地域公共交通ネットワークの構築＞
バス路線等の効果的かつ効率的な運行



若者達が定着し、多彩な「人材」が将来にわたり往来する活気にあふれ美しく心が響き合い安心して暮らすことができる「南信州定住自立圏」



＜人材育成等＞
合同研修、圏域外の専門家の招へい



＜図書館ネットワークシステムの構築＞
それぞれの図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、当該情報を利用することができるシステムを構築・運用

結びつきやネットワークの強化

圏域マネジメント能力の強化

(飯田市資料により総務省作成)

事例4 高知県地域支援企画員制度①

地域支援企画員制度は、平成15年度から開始

ねらい

市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

(官民協働による地域づくり)

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。

(平成15年度)
スタート・・・7名(元気の応援団長)

(平成16年度)
体制強化・・・7名→50名体制

(平成17年度～)
再強化・・・50名→60名体制

役割

- ・住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
- ・先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信
- ・地域におけるコーディネート(人と人をつなぐ)活動の展開

地域の元気づくりへの支援

- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援
- ・地域資源を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援
- ・住民グループの活動などのまちづくりへの応援
- ・商店街の振興など、街の活性化

(具体的な活動)

地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

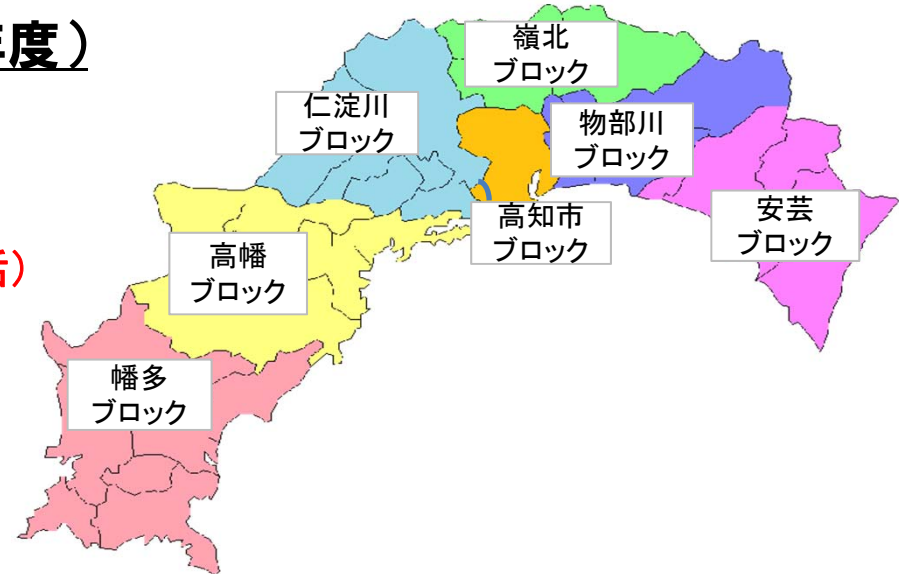
- ・自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくり
- ・高齢者、子育て支援など、地域で、助け合い、支え合う活動への応援

事例4 高知県地域支援企画員制度②

○地域支援企画員の配置方針(平成24年度)

県内7ブロックに地域本部を置き、各地域に
以下①～③ 計60名が駐在

- ①地域産業振興監(副部長級)7名
(産業振興計画地域アクションプラン等の総括)
- ②地域支援企画員総括(課長補佐級)12名
(地域づくり支援企画の総括)
- ③地域支援企画員 41名
(地域本部及び各市町村に駐在)



基本的な考え方

原則としてすべての市町村に配置
(ただしこれまでの取り組み、地域の状況、特殊性などを考慮して決定)

配置の目安

3市町村以上の合併市町村・・・当面2名
2市町村の合併市町村・・・1名
(ただし人口規模や面積、広域連携の必要性を考慮して決定)

特例措置

合併市町村以外においても、人口規模、地理的要件、広域連携、県の重点施策などによる必要性等を総合的に判断して2名配置

小規模市町村の取組み等について①

1. 和歌山きたやまむら県北山村

①村の概要・特色

- 平成22年国勢調査人口:486人(高齢化率:50.4%)、面積:48.21km²、H23.4.1職員数:24人
- 周囲を他県(三重・奈良両県)に囲まれた、全国で唯一の飛び地の小さな村。
- 「筏の村」「じゃばらの里」「おくとろ温泉」などの村の固有資源を活用した観光事業を中心とした「自主的なむらづくり」の実現に取り組んでいる。
- 古来より北山村でしか栽培されていなかった柑橘類「じゃばら」を特産物として販売。ここ数年来、花粉症に効果があるということから人気も高まり、今では村の基幹産業となっている。
- 平成19年に、日本初の自治体運営ブログポータルサイト「村ぶろ」をオープンし、中山間地域の交流化の活性化や観光客の増加、じゃばらブランドの販路拡大の推進に取り組んでいる。

②事務処理のあり方について

- 団体としての存続が前提であるが、後期高齢者医療制度を広域連合で実施しているように、広域連携・共同処理は積極的に行うべき。国民健康保険、介護保険等、法定事務や各市町村で共通した事務は県や広域連合等が行い、それ以外の事務(地域振興、特色ある教育等)は各市町村の状況に応じ、地域に特化して独自に行うようにすべきである。
- 各市町村で共通した事務については、広域連携・共同処理を行いたいが、調整が難しく、それぞれの事務について苦勞をしながら広域で行っている。(常備消防:なし、し尿処理:和歌山県内の一部事務組合で共同処理、ごみ処理:奈良県内の一部事務組合に委託)
- 介護サービス事業は村の社会福祉協議会が実施。規模が小さいことから供給が限られており、デイサービスとホームヘルパーのみを行っている。そのため保険料が安く抑えられている面もある。
- 常備消防を持つ財政的余裕がないため、村の新規採用職員を短期間、県の消防学校で研修を受けさせ、簡単な救急対応をできるようにしている。
- 役場職員一人一人の役割がとても重要なので優れた職員の確保が課題である。

小規模市町村の取組み等について②

2. 長野県木島平村

きじまだいらむら

①村の概要・特色

- 平成22年国勢調査人口:4,939人(高齢化率:32.2%)、面積:99.31km²、H23.4.1職員数:83人
- 農村での誇りある暮らしと都市と農村の共生を目指した「『農村文明』の創生」の取組を進めており、平成22年3月に「農村文明塾」を開塾し、農村学講座やオープンカレッジを開催し多くの成果を得ている。平成24年7月に「全国村長サミット」を初開催し、小さな自治体・村の存続を訴える全国のネットワークを進展させている。
- 5,000人規模の村の持続が可能な村づくりのため「村力再生プロジェクト5000」を推進し、村内での産業振興、雇用の拡大、移住・定住の拡大のための取組を展開している。質の高い米だけを集めて「村長の太鼓判」として販売し、「木島平米」のブランド化戦略を進めている。
- 教員の教育力向上を目指して外部講師の招聘や教員同士でそれぞれ授業評価を行うなど、小学校授業研究を実施する等の「木島平型教育」を推進している。

②事務処理のあり方について

- 5,000人規模の村の持続可能な村づくりを進めており、役場が地域全体の住民の状況について十分把握し、行政サービスの提供、地域活性化に取り組むことが役場の役割として重要であり、地域に密着した業務等、地域でできる事務については地域で行うべきである。
- 法律で義務づけられた事務についても同様であり、困難を伴うことがあっても自ら行うべきである(国民年金保険料の納付率は、100%に近かった)。
- 役場職員は行政サービスの提供を行うとともに、地域を支える担い手としての役割も果たしている。
- 役場職員一人一人の役割がとても重要なので優秀な職員の確保が課題である。

大都市部の市町村における行政改革の取組状況（職員数の状況）について

	職員数(人)		増減数(人)	増減率(%)
	H17.4.1	H22.4.1		
全国	989,430	886,114	▲ 103,316	▲ 10.4
大都市部	239,826	217,954	▲ 21,872	▲ 9.1
東京23区・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏	116,760	107,564	▲ 9,196	▲ 7.9
名古屋市の通勤・通学10%圏	29,858	27,161	▲ 2,697	▲ 9.0
大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏	93,208	83,229	▲ 9,979	▲ 10.7
その他の地域	749,604	668,160	▲ 81,444	▲ 10.9

※ 総務省「地方公共団体定員管理調査」の結果に基づき作成（特別区及び政令市以外の市町村に限る。）。

※ 大都市部は、三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村とする。